

厚生労働大臣が定める揭示事項（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号）

更新：令和 7 年 3 月 1 日

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行う保険医療機関です。

■地方厚生局（支）長への届出に関する事項

当院では、診療報酬算定にあたり下記の基本診察料、特掲診察料を東北厚生局へ届出を行っております。

- ・ニコチン指導管理料
- ・がん患者指導管理料
- ・酸素単価

■個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書発行に関する事項

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査が記載されています。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口でその旨お申し出下さい。

■保険外負担に関する事項

当院では、別表の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密着に関連した「サービス」や「物」についての徴収や「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は一切しておりません。初診・再診に係る選定療養費は徴収しておりません。

所定診断書	3,300 円
施設入所診断書（検査なし）	3,300 円
施設入所診断書（検査あり）検査代別途	5,500 円
死亡診断書（初回） 7700 円	7,700 円
死亡診断書（2 通目以降）	3,300 円
その他診断書・証明書 1100 円から	1,100 円
インフルエンザ予防接種（一般※）	毎年料金変動

■当院では、禁煙治療を行っており、治療のためのサポートを行っております。また当院敷地内は全て禁煙です。

当院では、宮城県より下記の医療機関指定を受けております。

- ・生活保護法指定医療機関
- ・結核指定医療機関
- ・難病医療費助成指定医療機関
- ・被爆者一般疾病医療機関

医療機関名称	公益財団法人宮城厚生協会 中新田民主医院	
医療機関所在地	宮城県加美郡加美町字矢越 345	
医療機関番号	2810202	
管理者	院長 大窪 豊	
診療時間	月・火・水・金	9 : 00～12 : 30
	土（第二・第四のみ）	9 : 00～12 : 30
	水	17 : 00～18 : 30
診療科	外科・内科	